

雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和五年三月二十四日

埼玉県病害虫防除所長 植竹恒夫

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(輸入業者) 株式会社カイセトレーディング 東京都中央区	埼玉酪農業協同組合 埼玉県深谷市	乾牧草	オーツヘイ	4.10	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
(輸入業者) 全国酪農業協同組合連合会 東京都渋谷区	同上	乾牧草	ルーサン	4.10	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	スーダン	4.11	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	カナダチモシー	4.10	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「**規**」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	違反の有無及び違反の内容
株式会社中村屋 埼玉工場 埼玉県久喜市	株式会社中村屋 埼玉工場	餡かす(小豆かす)発酵飼料	4.6	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「**規**」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。